

令和7年9月7日執行  
長泉町長選挙・長泉町議会議員選挙

# 公費負担の手引

選挙運動用自動車の使用  
選挙運動用ビラの作成  
選挙運動用ポスターの作成

長泉町選挙管理委員会

# はじめに

この手引は、令和7年9月7日執行の長泉町長選挙・長泉町議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続について記述したものです。

## 目次

1 公費負担制度とは	1
2 公費負担の種類	1
3 対象となる候補者	1
4 公費負担関係等事務日程	2
5 公費負担の限度額	3
6 諸手続	6
・選挙運動用自動車の使用（ハイヤー方式）	8
・選挙運動用自動車の使用（レンタカー方式）【自動車借入】	9
・選挙運動用自動車の使用（レンタカー方式）【燃料供給】	10
・選挙運動用自動車の使用（レンタカー方式）【運転手雇用】	11
・選挙運動用ビラの作成	12
・選挙運動用ポスターの作成	13
7 公費負担に関するQ&A	14

## 1 公費負担制度とは

この制度は、長泉町長選挙・長泉町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で  
交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」及び「選挙運動用ビ  
ラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されな  
い候補者に限り、長泉町が各契約業者等に直接その費用をお支払するものです。

## 2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、長泉町議会議員及び長泉町長の選挙にお  
ける選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年長泉町条例第27号）で上限額等の基準が  
定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

## 3 対象となる候補者

この公費負担制度において町が公費負担する候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候  
補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

- ◆ 町長選挙における供託物没収点  $\text{有効投票総数} \div 10$
- ◆ 町議会議員選挙における供託物没収点  $(\text{有効投票総数} \div \text{議員定数}) \div 10$

※議員定数は16人です。

#### 4 公費負担関係等事務日程

立候補予定者事前説明会 (公費負担制度説明、関係書類を配布)	<b>8月6日(水)</b> 午後1時30分～ 役場4階 大会議室
選挙運動用自動車設備外積載 警察署への申請期限	<b>8月22日(金) 午後4時まで</b> ※ この日以降も申請はできますが、告示日までに許可が下りない可能性があります。
立候補関係書類事前審査 (公費負担関係書類も同時審査)	<b>8月25日(月)</b> 午前9時30分～ 役場4階 大会議室
選挙期日告示日 契約届出書(候補者 → 選管)	<b>9月2日(火)</b>
投・開票日	<b>9月7日(日)</b>
確認申請書(候補者 → 選管) 確認書(選管 → 候補者) 確認書(候補者 → 業者等)	<b>9月8日(月)</b> ～ <b>9月22日(月)</b>
使用(作成)証明書の提出(候補者 → 業者等)	
公費負担の請求(業者等 → 町) ※ 使用(作成)証明書・確認書を添付すること	<b>9月22日(月)までに</b>
選挙運動に関する収支報告書の提出 (候補者 → 選管)	

## 5 公費負担の限度額

### (1) 選挙運動用自動車の使用（※①の契約と②の契約は選択）

公費負担の対象		限度額
① 一般運送契約 (ハイヤー方式)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日について1台に限る）	各日について64,500円 (64,500円×5日=322,500円)
② 一般運送契約以外の契約 (レンタカー方式)	自動車借入契約	各日について16,100円 (16,100円×5日=80,500円)
	燃料供給契約	7,700円×選挙運動の日数 (7,700円×5日=38,500円)
	運転手雇用契約	各日について12,500円 (12,500円×5日=62,500円)

#### ① 一般運送契約（ハイヤー方式）

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料供給及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

#### ② 一般運送契約以外の契約（レンタカー方式）

自動車借入、燃料供給、運転手雇用を個別に契約する方式です。

※ 契約の相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りません。

## (2) 選挙運動用ビラの作成

選挙種別	単価の上限	枚数の上限	限度額
町長	8.38円	5,000枚	単価の上限×枚数の上限 (8.38円×5,000枚=41,900円)
町議	8.38円	1,600枚	単価の上限×枚数の上限 (8.38円×1,600枚=13,408円)

※ 枚数の上限は、それぞれの選挙におけるビラの頒布可能枚数です。

※ 限度額は「単価の上限」×「枚数の上限」で求められる金額となりますが、作成単価が「単価の上限」の範囲内であること、かつ、作成枚数が「枚数の上限」の範囲内であることが前提となります。

### 【例】

限度額＝「単価の上限（8.38円）」×「枚数の上限（5,000枚）」＝41,900円・・・(1)

実際の作成単価：6円 実際の作成枚数：6,000枚

6円×6,000枚＝36,000円・・・(2)

(2)は(1)の範囲内ですが、作成枚数が「枚数の上限」を超えているため、公費負担の対象となりません。

この場合、公費負担を受けられるのは、

6円×5,000枚＝30,000円 となります。

### (3) 選挙運動用ポスターの作成

単価の上限	枚数の上限	限度額
928円	77枚	単価の上限×枚数の上限 (928円×77枚=71,456円)

※ 限度枚数は、ポスター掲示場の数です。

※ 限度額は「単価の上限」×「枚数の上限」で求められる金額となりますが、作成単価が「単価の上限」の範囲内であること、かつ、作成枚数が「枚数の上限」の範囲内であることが前提となります。

#### 【例】

限度額＝「単価の上限（928円）」×「枚数の上限（77枚）」＝71,456円・・・(1)

実際の作成単価：700円 実際の作成枚数：100枚

700円×100枚＝70,000円・・・(2)

(2)は(1)の範囲内ですが、作成枚数が「枚数の上限」を超えているため、公費負担の対象となりません。

この場合、公費負担を受けられるのは、

700円×77枚＝53,900円 となります。

## 6 諸手続

### 【1】契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

(1) 届出先 長泉町選挙管理委員会

(2) 届出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・・・・立候補届出の時  
契約が立候補届出の後の場合・・・・・・契約締結後直ちに

(3) 添付書類 各業者等との契約書の写し

※ 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般運送契約以外の契約（レンタカー方式）の場合」については、①自動車借入、②燃料供給、③運転手雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。

#### 【選挙運動用自動車に係る設備外積載の許可について】

申請の際に自動車を用意する必要はありませんが、提出書類に自動車のナンバーの記入及び車検証の写しの添付が必要となります。申請後に自動車に変更となると再度申請が必要となり、告示日までに許可が下りない可能性がありますので、契約の際は注意してください。

## 【2】確認申請

公費負担の適用を受けようとする場合は、次の確認申請が必要です。

- ・ 選挙運動用自動車の燃料供給 ⇒ 金額の制限範囲内であることの確認
- ・ 選挙運動用ビラの作成 ⇒ 作成限度枚数の確認
- ・ 選挙運動用ポスターの作成 ⇒ 作成限度枚数（掲示場数）の確認

### (1) 確認申請の方法

- ・ 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・ 確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- ・ 確認申請書は、長泉町選挙管理委員会に提出してください。

### (2) 確認書の交付

- ・ 申請に基づき長泉町選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・ 交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。
- ・ 確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

## 【3】使用（作成）証明書の交付

上記【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。

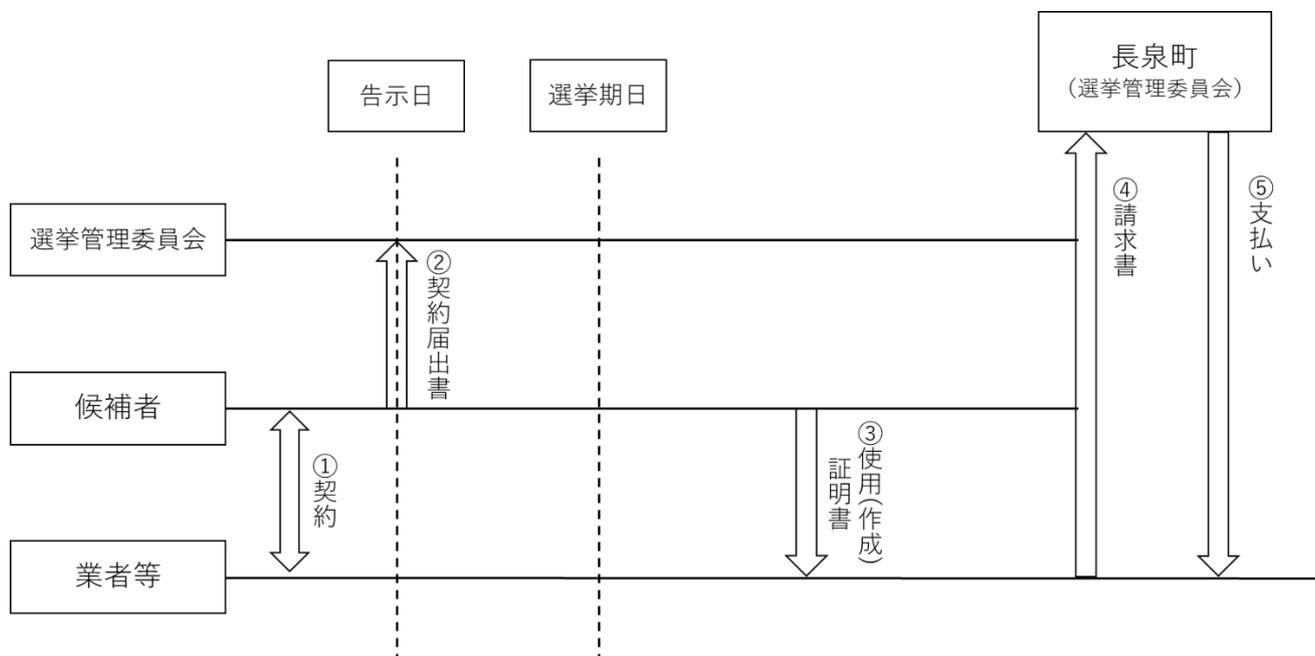
なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

## 【4】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、長泉町選挙管理委員会が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

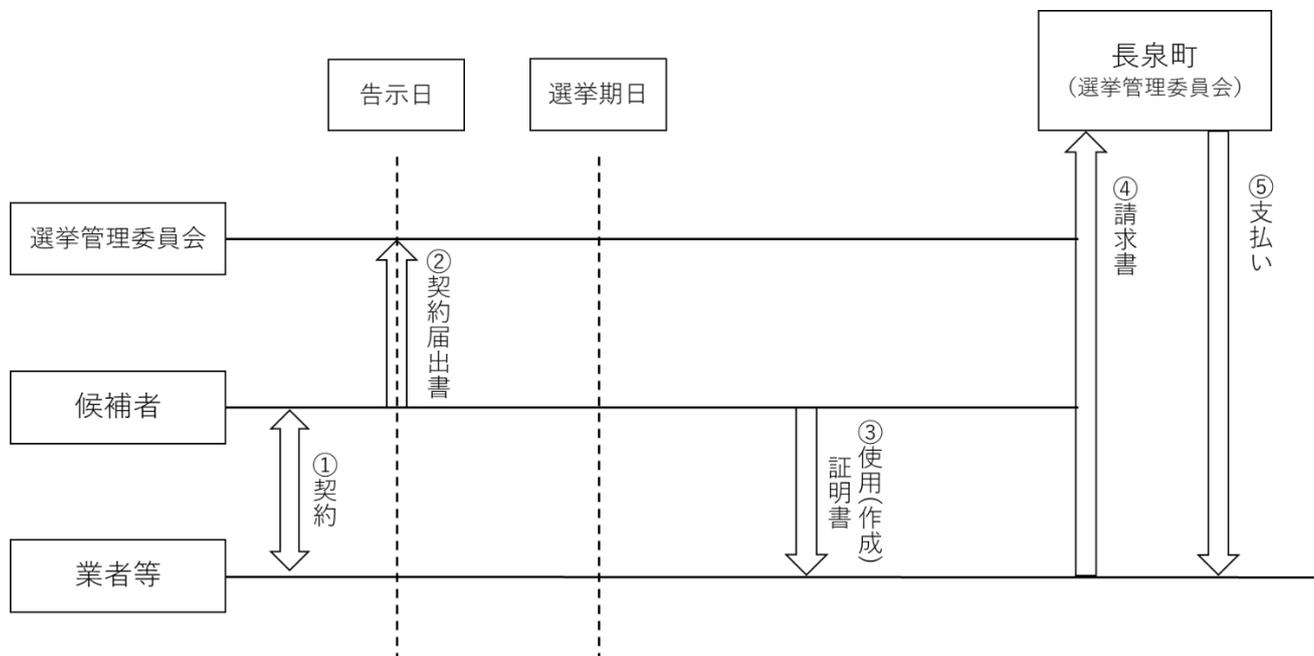
## 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー方式）



順序	手続	必要書類（様式等）	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者⇔運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書 [記載例 P1 参照]	
②	契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号その 1】 [記載例 P2 参照]	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第 4 号その 1】 [記載例 P3 参照]	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町)	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 7 号その 1】 [記載例 P4 参照] 請求書内訳書【別紙その 1】 [記載例 P5 参照]	③の使用証明書
⑤	経費の支払い (町⇒運送事業者)		

## 選挙運動用自動車の使用（レンタカー方式）

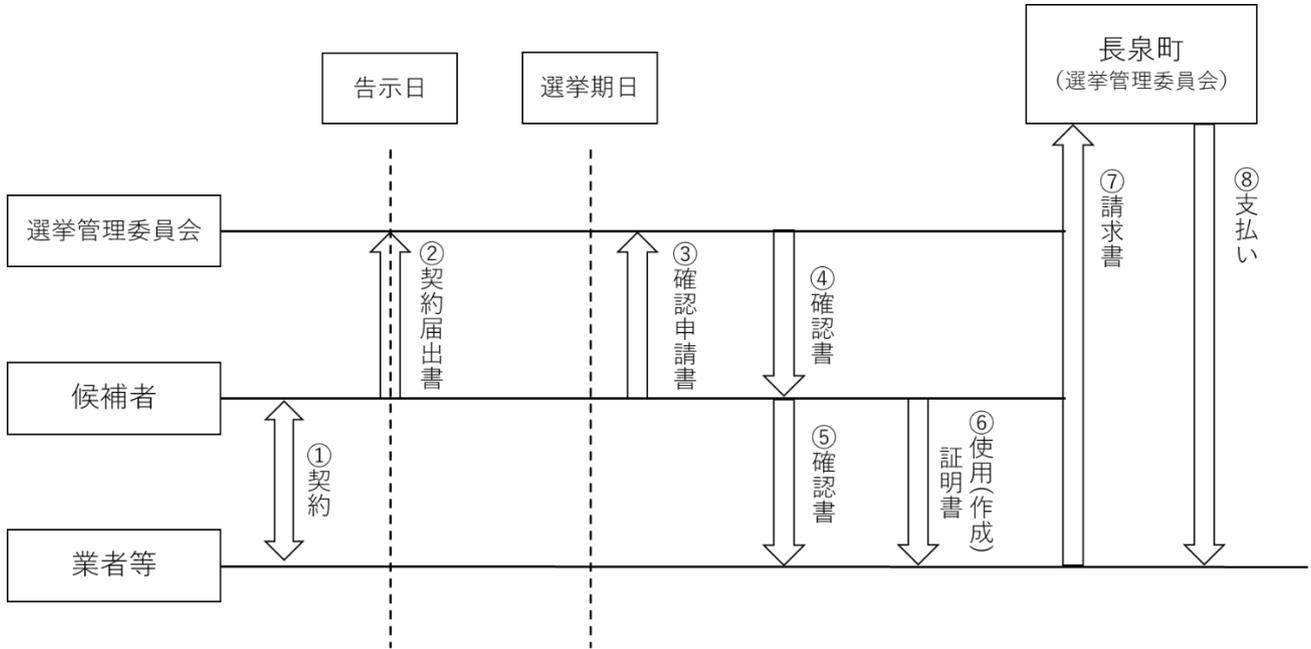
### 【自動車借入】



順序	手続	必要書類（様式等）	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者⇔借入業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書 [記載例 P6 参照]	
②	契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号その 1】 [記載例 P9 参照]	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第 4 号その 1】 [記載例 P12 参照]	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒町)	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 7 号その 1】 [記載例 P15 参照] 請求書内訳書【別紙その 2（甲）】 [記載例 P16 参照]	③の使用証明書
⑤	経費の支払い (町⇒借入業者等)		

## 選挙運動用自動車の使用（レンタカー方式）

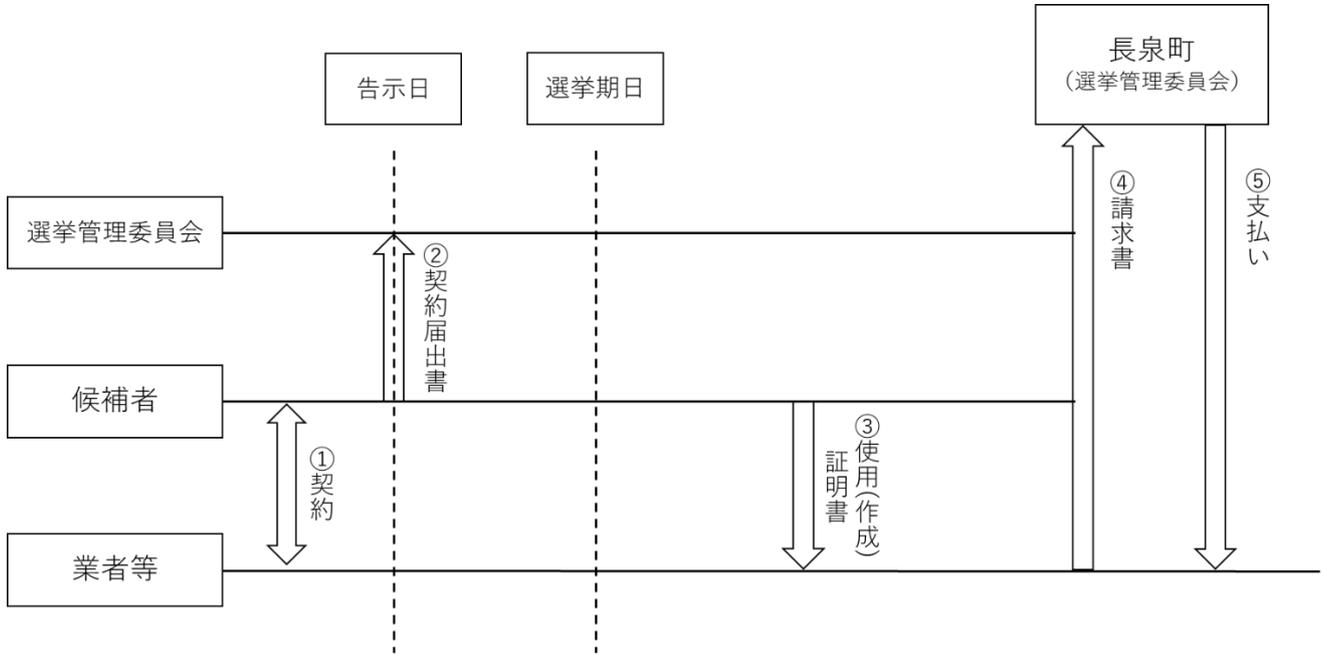
### 【燃料供給】



順序	手続	必要書類（様式等）	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者⇔燃料供給業者）	選挙運動用自動車燃料供給契約書 [記載例 P7 参照]	
②	契約締結の届出 （候補者⇒選管）	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号その 1】[記載例 P9 参照]	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 （候補者⇒選管）	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第 2 号その 1】[記載例 P10 参照]	
④	確認書の交付 （選管⇒候補者）	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第 3 号その 1】[記載例 P11 参照]	
⑤	確認書の提出 （候補者⇒燃料供給業者）	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 （候補者⇒燃料供給業者）	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第 4 号その 2】[記載例 P13 参照]	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 （燃料供給業者⇒町）	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 7 号その 1】[記載例 P17 参照] 請求書内訳書【別紙その 2（乙）】 [記載例 P18 参照]	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払い （町⇒燃料供給業者）		

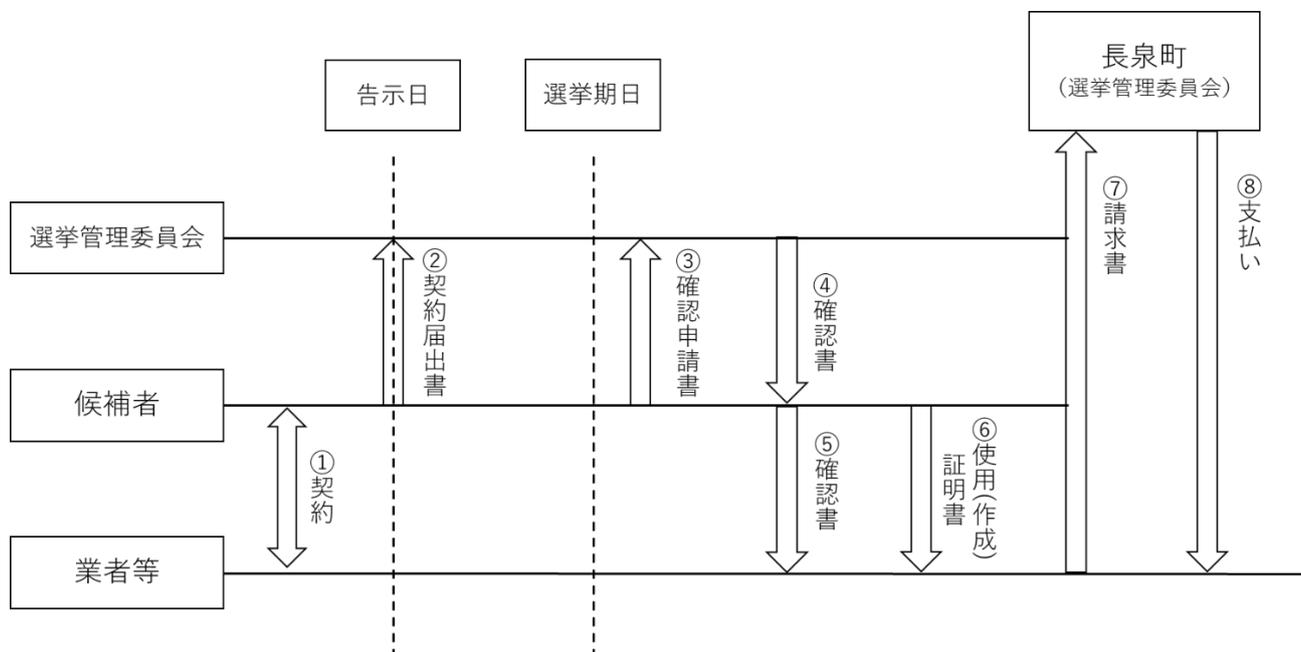
## 選挙運動用自動車の使用（レンタカー方式）

### 【運転手雇用】



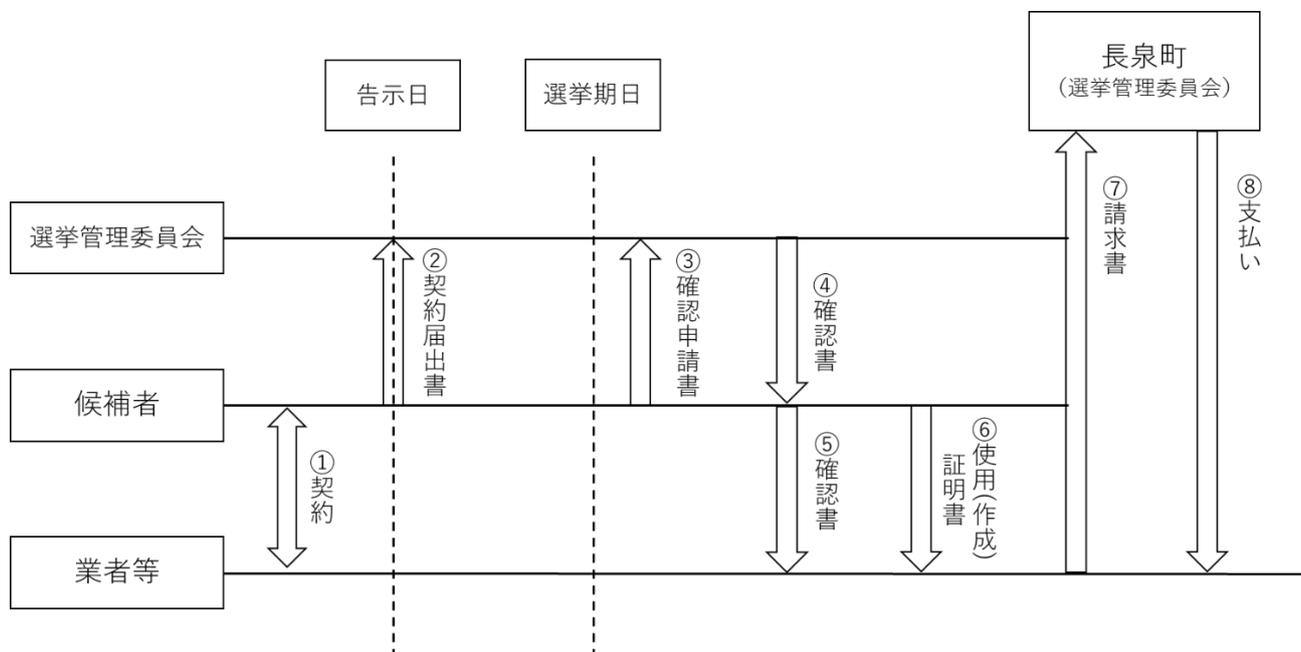
順序	手続	必要書類（様式等）	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者⇔運転手)	選挙運動用自動車運転手雇用契約書 [記載例 P8 参照]	
②	契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号その 1】 [記載例 P9 参照]	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第 4 号その 3】 [記載例 P14 参照]	
④	請求書の提出 (運転手⇒町)	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 7 号その 1】 [記載例 P19 参照] 請求書内訳書【別紙その 2（丙）】 [記載例 P20 参照]	③の使用証明書
⑤	経費の支払い (町⇒運転手)		

## 選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類 (様式等)	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者⇄ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 [記載例 P21 参照]	
②	契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第 1 号その 2】 [記載例 P22 参照]	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第 2 号その 2】 [記載例 P23 参照]	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第 3 号その 2】 [記載例 P24 参照]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第 5 号】 [記載例 P25 参照]	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町)	請求書 (選挙運動用ビラの作成) 【様式第 7 号その 2】 [記載例 P26 参照] 請求書内訳書 【別紙】 [記載例 P27 参照]	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払い (町⇒ビラ作成業者)		

## 選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類 (様式等)	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者⇔ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 [記載例 P28 参照]	
②	契約締結の届出 (候補者⇒選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第1号その3】 [記載例 P29 参照]	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第2号その3】 [記載例 P30 参照]	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第3号その3】 [記載例 P31 参照]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第6号】 [記載例 P32 参照]	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町)	請求書 (選挙運動用ポスターの作成) 【様式第7号その3】 [記載例 P33 参照] 請求書内訳書【別紙】 [記載例 P34 参照]	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払い (町⇒ポスター作成業者)		

## 7 公費負担に関するQ&A

### 【 1 共通 】

**Q 1 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか？**

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

**Q 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？**

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

## 【 2 自動車借入 】

### Q 1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。  
候補者一人につき1台です。

### Q 2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？この場合、2台とも公費負担対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。  
なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

### Q 3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

### Q 4 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

**Q 5 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？**

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

**Q 6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入をする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？**

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

**Q 7 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか？**

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

### 【 3 燃料供給 】

**Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか？**

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象です。

ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700 円に選挙運動期間の日数 5 日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

**Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？**

A 対象になりません。選挙運動用自動車 1 台の燃料に限ります。

**Q 3 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担請求することはできますか？**

A 請求できます。

ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2 社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

**Q 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようになればよいですか？**

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

#### 【 4 運転手雇用 】

**Q 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？**

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。

契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転してない日は、公費負担の対象になりません。

**Q 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？**

A 選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象になりません。

**Q 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？**

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

**Q 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？**

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

## 【 5 選挙運動用ビラの作成 】

**Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？**

A 公職選挙法第 142 条に規定するビラが公費負担の対象です。

**Q 2 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？**

A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

## 【 6 選挙運動用ポスターの作成 】

**Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？**

A 公職選挙法第 143 条第 1 項第 5 号に規定するポスターの掲示場に掲示するポスターが公費負担の対象です。

**Q 2 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？**

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。(金額、作成枚数に上限があります。)

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

**Q 3 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか？**

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

**Q 4 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？**

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。